



MARCH 31, 2021

Newsletter from Curator COURSE of Seijo University

CONTENTS

- § 1- 学芸員課程カリキュラム
卒業生の主な就職先
令和2年度 博物館実習依頼館園
- § 2- 巻頭言「文化財保護法改正と学芸員」
成城大学学芸員課程 小島孝夫
- § 3- 学芸員名鑑 第5回 「コロナ禍における美術館・博物館」
横浜市歴史博物館 吉井大門
- § 4- 代替実習報告
成城大学学芸員課程 小島孝夫
- § 5- 大学9号館の学芸員課程教室および資料室について
- § 6- 編集後記

成城大学学芸員課程ニュースレター



vol. 05

学 芸 員 課 程 の 基 本 の 『 き 』

・学芸員資格取得要件（文芸学部生のみ対象）

成城大学で学芸員資格を取得するためには、まず学芸員課程に登録し、各種ガイダンスに出席したうえで、①と②を満たす必要があります。

- ①「必修科目」19単位、「選択科目」を2系列以上にわたって8単位以上修得
- ②学部を卒業（学士の学位を取得）する

大学院生の場合は、①を満たした時点で資格が取得できます。

なお、「必修科目」のうち、博物館実習については、学内での講義のほか、博物館や美術館等で実習を行う必要があります。

※詳細は文芸学部履修の手引を参照してください。

・学芸員資格取得までの流れ

・1 年次

- ① 学芸員課程登録説明会（3月）
- ② 博物館学芸員課程費（5,000円）納入

・2 年次

- ① 学芸員課程科目の履修登録（3年次に「博物館実習」を履修するためには、学芸員課程必修科目のうち「博物館概論」および「博物館教育論」を含む8単位の修得が必要）
- ② 博物館実習先開拓ガイダンス（10月～11月）
- ③ 博物館実習先の開拓
- ④ 博物館実習 次年度履修許可者発表（3月）

・3 年次

- ① 学芸員課程科目の履修登録
- ② 博物館実習 マナー講座、博物館実習直前ガイダンス（5月）
- ③ 博物館実習費（10,000円）納入
- ④ 各館園での博物館実習（5月～12月）

・4 年次

- ① 学芸員課程科目の履修登録
- ② 学芸員資格取得者発表（3月）
- ③ 学芸員資格証明書交付（学位記授与式の日に教務部にて配付）

そ の 他

学芸員資格取得の最大の関門となるのが博物館実習です。博物館実習先については、各学生の希望に基づき、学内選考や各館園での選考の後、決定されます。事前に様々な館園を訪問し、特色や展示方法等を学ぶとともに、履歴書の書き方や自己PR、志望動機など事前に準備しておきましょう。

卒業生の主な就職先

（博物館・美術館等文化財関係施設）

北海道立帯広美術館 北海道立近代美術館 北海道立函館美術館 青森県立郷土館 棟方志功記念館 八戸市美術館 宮城県美術館 木の博物館吉成銘木店 郡山市立美術館 みちのく民俗文化研究所 茨城県近代美術館 小杉放菴記念日光美術館 栃木県立博物館 群馬県立自然史博物館 群馬県立館林美術館 群馬県立歴史博物館 高崎市美術館 朝霞市博物館 うらわ美術館 川口市教育委員会 川崎市立博物館 埼玉県立近代美術館 埼玉県立歴史と民俗の博物館 宮代町郷土資料館 我孫子市教育委員会 国立歴史民俗博物館 千葉県教育委員会 千葉県立中央博物館 千葉県立美術館 千葉県立房総のむら 船橋市教育委員会 八千代市立郷土博物館 出光美術館 太田記念美術館 大倉集古館 小川美術館 国文学研究資料館 国立西洋美術館 沙留ミュージアム 渋谷区立松涛美術館 静嘉堂文庫美術館 世田谷区立次大夫堀公園民家園 世田谷区立郷土資料館 泉屋博古館分館 タイムドーム明石（中央区立郷土天文館） 大東急記念文庫 たばこ塩の博物館 東京国立近代美術館 東京国立博物館 東京ステーションギャラリー 東京都江戸東京博物館 東京都写真美術館 東京都庭園美術館 東郷青児記念損保ジャパン日本興亜美術館 中富記念くすり博物館 日本書道美術館 ニューオータニ美術館 根津美術館 練馬区立美術館 八王子市郷土資料館 府中市立美術館 プリズトン美術館 文化庁 松岡美術館 三井記念美術館 目黒区美術館 山種美術館 厚木市郷土資料館 神奈川県立歴史博物館 鎌倉国宝館 鎌倉市鍋木清方記念美術館 川崎市市民ミュージアム 川崎市立日本民家園 そごう美術館 松前記念館 玉川文化財研究所 横浜美術館 清春白樺美術館 山梨県立博物館 池田満寿夫美術館 諏訪市美術館 長野県信濃美術館 長野市立博物館 岐阜県現代陶芸美術館 岐阜県美術館 上原美術館 MOA美術館 静岡県立美術館 愛知県美術館 豊田市美術館 佐川美術館 アサヒビール大山崎山荘美術館 泉屋博古館 京都国立近代美術館 大阪市立東洋陶磁美術館 大阪市立美術館 能楽資料館 倉敷市教育委員会 荻野美術館 海の見える杜美術館 広島市現代美術館 ふくやま美術館 愛媛県美術館 高島華青大正ロマン館 香川県立ミュージアム 出光美術館門司 熊本市現代美術館 熊本市立熊本博物館 大分県立歴史博物館 沖縄県教育委員会 那覇市歴史博物館

令和2年度 博物館実習依頼館園

足利市立美術館 上野の森美術館 神奈川県立金沢文庫 川口市立文化財センター分館郷土資料館 川崎市立日本民家園 古代オリエント博物館 千葉県立美術館 東京都江戸東京博物館 東京都写真美術館 遠山記念館 那須塩原市那須野が原博物館 秦野市立松土古墳展示館 野球殿堂博物館 横山観記念館

巻頭
言

コロナ禍の影響で顕在化してきた地域社会における儀礼や行事の休止等への対応を検討するため、文化庁では令和二年十月に文化審議会企画調査会を設置し、「無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について」、一、多様な文化財の保存・活用について、三、地方公共団体における登録制度についての三件について検討を行った。検討結果は「企画調査会報告書―無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて―」としてまとめられ、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設等が令和三年二月五日に閣議決定された。

文化財保護法改正と学芸員

筆者はこの企画調査会において取りまとめの役割を担うことになったが、この案件の取りまとめ作業期間中に念頭から離れなかったのは、安倍政権下で力点が置かれた文化政策の一つであった観光立国を想定した「文化財の活用」のことだった。文化財の活用は文化財保護法にも記されていたが、安倍政権は観光や地域活性化などの視点からの「活用」を重視し、政府は平成二八年に「明日の日本を支える観光ビジョン」をまとめ、

「保存を優先する支援」を「地域の文化財を一体的に活用する取り組み」へと転換することで、文化財を観光資源として位置づけることを明確にした。

平成三〇年には文化財保護法が改正された。未指定のものも含めた地域の文化財の状況を把握し、保存・活用の方針や計画をまとめる都道府県による「文化財保存活用大綱」や市町村による「文化財保存活用地域計画」を作成する仕組みが設定された。後者の場合は地域計画が国に認められれば、

文化財修理等の申請に対して優先的に認められることになった。

さらに、地方教育行政法も改正され、地方公共団体の教育委員会の下にある文化財担当部署を首長直轄の部局に移管できるようにし、地域振興策と一体的に取り組めるようにした。文化財保護は首長から独立した機関とされる教育委員会の所管と定められているが、条例で定めれば首長部局に移せることになったのである。

筆者は地方公共団体の文化財保護行政に

筆者自身が関わった無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設の案件も、

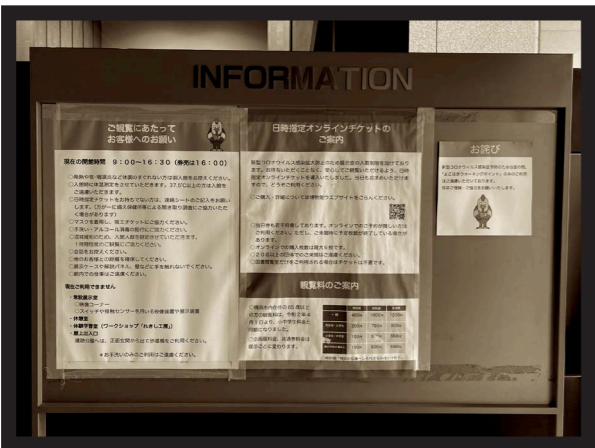
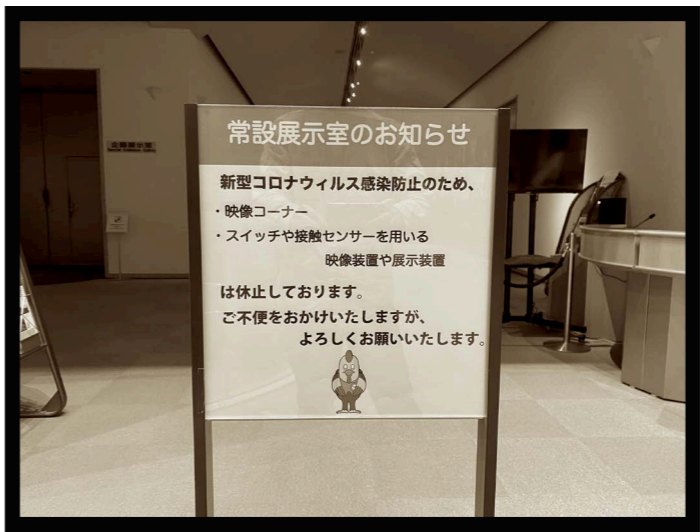
法的改正の内容を理解し運用してくれる文化財保護行政担当者があってこそ活かされることになる。文化財保護法の改正が文化財保護行政の現場から学芸員を遠ざけることになつてはならないし、現場の学芸員も持つる力を発揮できるように務めてほしい。そして、成城大学学芸員課程はこうした状況下で学芸員としての責務を果たせる人材を送り出すことに努めたい。

成城大学学芸員課程 小島孝夫

コロナ禍における美術館・博物館

吉井 大門

横浜市歴史博物館 学芸員



どこへいくにも腰が重くなり、
 そうだ明日は時間があるから、
 地方の展示を見に行ける。といっ
 たことも含めて、近隣他館に加え
 て都内各所の展覧会ですら観賞に向
 かう腰が重く、なんとも難儀な世の中
 になってしまった。ましてや予約制
 を敷かれた日にはハードルの高さは
 急に上がるのである。とはいえ、モ
 ノを見て感じて、そして体感したい
 という欲求は、これまであたりまえ
 のように展覧会場やギャラリーに足
 を運び作品に接することができた事
 実が、いかに刺激的であったかを気
 づかせてもくれるのであった。

二〇二〇年二月末に、東京国立博
 物館の臨時休館のニュースがあった
 のは、ちょうど横浜市内の寺院調査
 を終了し、では、みなで一献という
 ときであった。その後、全国の美術

蔵者の好意も相まって、幻の展覧会
 とならずに五月末に緊急事態宣言が
 解除され六月からの公開が決まった
 ことは、展覧会を一つ作り上げるた
 めの時間と労力を知っているからこ
 そ、安堵したものである。

一定時間同じ環境で過ごすことい
 うことが難しくなり、そうした状況
 下で再開へ向けた館の感染症予防対
 策は基本的に日本博物館協会の発表
 したガイドラインに基づき、市の方
 針も考慮しつつの対応となった。具
 体的に密な状態や接触を避けるため
 の対策の実施状況としては、指示パ
 ネルや床用サインの設置、インフォ
 メーションカウンターやチケットカ
 ウンターにアクリル板等の設置、入
 り口における検温と手指のアルコー
 ル消毒、常設展示ではタッチパネル
 や映像機器の使用中止といった措置
 を館内に施した。加えて、入館時に
 は連絡シート記入の協力願ひ、今で
 こそこうした環境が社会常識として
 定着してきてはいるが、再開館時は
 検問さながら何とも仰々しく、とて
 もお客さまをお迎えする雰囲気では
 なかったことは想像に難くない。

来館者のコントロールという意味
 では、文化庁の「令和二年度文化芸
 術振興費補助金」のうち「文化地施

館・博物館が次々と臨時休館するな
 か、筆者の所属する横浜市歴史博物
 館も他の機関と比べて例外に漏れ
 ず、四月から臨時休館となり、開催
 を予定していた企画展「明治・大正
 ハマの街―新市庁舎建設地・洲千
 鳥遺跡―」はオープンできない状況
 となった。展覧会の開催準備はでき
 ているのに公開できない状況は、担
 当学芸員の心境察するにいたたまれ
 なくなるも、翻って来年（二〇二一
 年）一月からの自身の担当展示「横
 浜の仏像」展はそもそも準備を継続
 できるのか、初日に辿り着けるのか
 否かといった、開催事態が危ぶまれ
 る状況下において、全てが不明瞭の
 まま、展示準備のみは継続するとい
 う生殺しのような時期であった。そ
 の後、企画展「明治・大正ハマの街」
 は展示内容が考古資料や館蔵資料を
 中心としたものであったことや、所

設の感染症予防対策事業」として、
 時間制来館者システム導入事業など
 の経費を一部助成する制度を受け、
 予約システムを導入することとなっ
 た。しかし当館では、事前予約は推
 奨しているものであり必須ではない
 ため、当日来館も可能な旨をご案内
 している。事前予約に対する館への
 問い合わせの大半は高齢者からのも
 のであり、「電話予約ができるか」「予
 約しなくては観覧できないのか」と
 いったことに尽きるのである。イン
 ターネットやデジタルデバイスを経
 由した予約は高齢者にとってハード
 ルの高いものであり、なんとも申し
 訳ない気持ちにもなるのである。

イベント関係の事業について
 は、基本的に開催の方針となってい
 る。例えば講演会は会場の収容率の
 五〇%を上限として、三月末まで開
 催される「横浜の仏像」展の関連講
 演会などを行っている。また、普及
 系の事業の講座などは、軒並み中止
 となっていたが、古文書講座などは
 オンライン開催にシフトし対応して
 いる。コロナ禍という状況において、
 展覧会を開催しない、開催しても来
 館者がくることのできない、来館に
 ハードルを感じさせるミュージアム
 とは、その存在意義とは何であるか、
 あらためて考えさせられるのである。

代替実習報告

令 和三年二月一五日から一九日まで、九号館学芸員課程実習室で、館園実習に参加する機会を逸した受講生八名のうち代替実習参加を希望した七名に対して実施した。実習日程は大学の入試期間後に行うことで調整し、実習担当者は小島と丸尾依子非常勤講師が担当した。受講生の内訳は博物館実習（民俗）二名、博物館実習（美術）五名であったが、実習担当教員の都合により、民俗資料の取り扱いを主体とした実習内容となった。

一 の代替実習計画は、多くの館園実習が実施される夏季休暇開始時点で、館園実習先が確定していない受講生が八名いるということが判明した段階から検討が始められた。コロナ禍の下での追加実習の機会は得られないのであ

ろうという想定で準備がすめられた。その前提は、改修された旧中学校校舎が九号館として利用されることになり、三階に博物館実習室と博物館実習資料室が設置されることになったことである。これまで一般教室を実習室として利用してきた本学学芸員課程に専用の実習室ができることが確定したのである。

二 のことを前提に着手したのが四号館四階の収納されてきた有形民俗資料の活用計画である。学園内の一部の人たちにしか知られていなかったことであるが、昭和四四年に文学研究科日本常民文化専攻を開設するにあたり基盤となる文献資料としての「柳田文庫」に対して、標本資料が不足していたため認可の条件を満たすために有形民俗資料が収集され

ることになり、昭和四七年度から五一年度にかけて収集された民俗資料二〇八点が学園内に保管されることになったのである。当該資料群については文学研究科には保管場所もなく整理もできないという事由から便宜的に民俗学研究所が保管することになり、保管場所は四号館内から旧五〇周年記念講堂地下一階保健室跡地に移り、講堂の改修にともない平成二六年に四号館四階の文学研究科資料室に収納されていたのである。ほぼ四五年間に亘り死蔵されてきた当該資料群を学芸員課程実習室に配架することで、実習資料として活用できるようにすることを念頭に諸作業が開始された。

ま ず、後期から実習科目での対面授業が可能になったことで、丸尾講師と協働して丸尾講

師の担当実習の一環として四号館四階に保管されていた有形民俗資料の点検と梱包作業を開始した。収集先から博物館に移送するための簡易梱包を行うという想定でそれぞれの材質や形状などに応じた梱包作業を行った。この作業に並行して、実習室と資料室に設置する棚について教務課との協議を行い、学園側に博物館収蔵庫専用の棚を購入していただくことになった。こうした準備を経て、代替実習が実施されることになった。

代 替実習は一限から四限までの時間帯に実習日誌の記述を行うという日程で実施した。二月一五日は代替実習を開始するにあたり、文部科学省の館園実習ガイドラインの確認をすることから始めた。博物館実習（美術）を選択している受講生に対して、「作品」を前提とした実習ではなく、日常卑近の生活用品を資料として活用できるように標準化していくことを前提とした実習であるということを確認してもらった機会を設けた。

一五日の午後から開梱作業を開始した。簡易梱包時に資料に取り扱以上の留意点を付したことの意味がこの作業段階で理解されていく

ことになった。全点の開梱作業は一六日までかかった。一七日から、全資料の法量の確認を行い、用途や形状、材質等に留意して分類整理作業を開始した。三階の広い廊下を利用しての作業となった。一七日の午後には収納計画についての検討を開始し、翌日の収納作業については、形状別に行うという方針を決めることができた。一八日は終日、収納作業を行った。安全に資料を移動させ、効率よく収納していくためには全員の協力が必要であったが、この段階では受講生全員が一つのチームとなっており、博物館専用収納棚の特性を利用して所期の収納作業を完遂することができた。最終日の一九日には、昨日までの作業の過程で受講生が興味を持った資料を対象に、調査カードを作成する作業を行った。本来の計画ではこの作業を二日間に亘って行う予定であったが、小田急線が半日ほど不通となった日があったため、一日だけの作業となった。

一 つ一つの資料を観察することとで何かを発見し、その内容を分析していくことを経験してもらったことになった。最後に、全員に調査結果を口頭発表しても

らったが、報告の度に報告者に対して全員から贈られた拍手がこの代替実習の成果を示すものであると実感できた。

な お、この実習期間中には学芸員として教育委員会や博物館に勤務している人たちも参画してくれた。館園実習を始める前に、私が引率して各地で行った実習を経験している人たちが応援してくれることになった。学芸員課程が培ってきたことを確認する機会となった。さらに、この実習期間中に、修士課程前期一年に在籍している院生が学芸員として採用されたという報告をすることで、たため、受講生たちにとっても刺激的な実習になったようである。



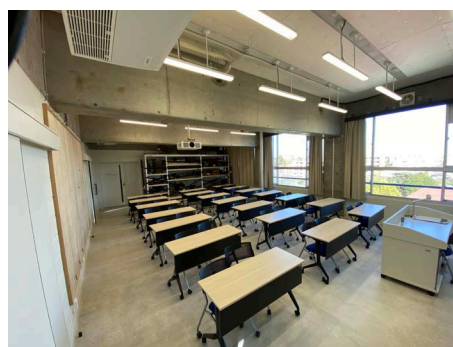
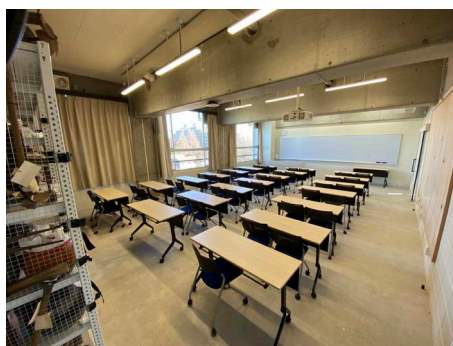
小島孝夫

成城大学学芸員課程



・「学芸員課程教室」について

通常教室として必要な設備（プロジェクター等）に加え、絵画等の展示を学ぶための有孔ボードおよび照明設備を設置、教室後方には博物館等で実際に使用されている収納棚（スノコ棚板仕様）を設置した。なお、収納棚には大学4号館に格納されていた民俗資料を収納している。



旧 学園中学校校舎を改築した大学9号館が令和3（2021）年1月に供用開始となった。この建物に「学芸員課程教室」および「学芸員課程資料室」が設置された。

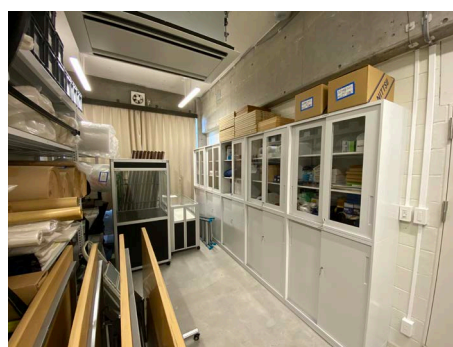
これまで、学芸員課程の授業科目については、学芸員課程資料室が設置されていた大学2号館238教室を中心に展開されていたが、当該教室は学芸員課程の専用教室ではなかった。

今回、学芸員課程関係者の念願であった専用教室が設置されたことで、本学の学芸員課程が新たな時代を迎えたといっても過言ではないと考えている。今後開講される学芸員課程科目については、一部の授業科目を除き、学芸員課程教室にて授業展開の予定である。

もちろん、設備としてまだまだ不十分であるため、さらに整備していく必要はあるが、今回は新たな教室設備の概要をご紹介します。

・「学芸員課程資料室」について

資料室にも教室と同様の収納棚（スチール棚板仕様）を導入、また、本学の博物館実習で展開されている3科目区分（美術史・民俗学・考古学）専用の収納ラックを用意し、従来の資料室よりも収納力をアップさせた。



【編集後記】

表紙写真は松前記念館で開催中の「手の世界制作」展の会場風景である。盲学校の児童が制作した作品や彫刻家の作品を紹介する企画展で、図録の執筆には本学大学院の野城さんや本学OBの吉井さんも参加し、吉井さんには作品の搬入作業も手伝って頂いた。学芸員にとって友達はとても大切である。友達だからお願いできることもあるし、気の知れた友達と一緒にだからこそ実現できるタイプの仕事もある。学芸員にとって信頼関係はとても重要なのである。ところで先日、日本学術会議のシンポジウム「今後の博物館制度を考える～博物館法改正を見据えて～」にオンライン参加した。主催者の熱意は伝わってきたが、他方、参加者からは「博物館法を抜本的に変えるということは、この国の教育体系を変えるということでもあります。であるにもかかわらず、『賞味期限切れ』『土台が腐っている』など、ご発表者の言葉の端々に、現行法の理念への敬意が感じられないことが、非常にショックでした」といった声も寄せられた。現行法の理念への敬意はもちろん、博物館の現場を支えてくださっている非正規の非常勤職員や嘱託職員の方々への敬意を忘れてはならない。この国の博物館制度には根本的に「人づくり」の視点が欠落している。人を大事にしない社会に未来はない。その点、成城大学は学芸員課程に限らず「人づくり」を大切にしている。創立者の「個性尊重の教育」がいまなお学園に息衝いている。(S)。

成城大学学芸員課程
 ニュースレター vol. 05
 Seijo University
 Curator Course
 NewsLetter
 発行：成城大学学芸員課程委員会
 157 - 8511 東京都世田谷区成城6 - 1 - 20
 TEL 03 - 3482-9045
 mail : gakupei_nl_s@seijo.jp
 編集担当 吉井大門
 篠原 聡
 2021年3月31日発行